

## (別添) 特記仕様書の記載例

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」(平成 26 年 7 月)に基づき実施すること。

~~(受注者が情報共有システムを選定する場合)~~

2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件

平成 26 年 7 月版 (Rev4.0) (国土技術政策総合研究所) (ただし、5.8.2 データ連携機能を除く)

(特定の情報共有システムを推奨する場合)

2. 本工事で使用する情報共有システムは、次のものを推奨する。

推奨システム名：〇〇〇〇システム

上記推奨システム以外の使用を希望する場合には、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成 26 年 7 月版 (Rev4.0)」(国土技術政策総合研究所)を満たす(ただし、5.8.2 データ連携機能を除く)情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない。

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員と協議の上決定する。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 情報共有システムを利用する監督職員等及び受注者の費用は共通仮設費(技術管理費)の率分に含まれる。利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料である。

6. 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

(注)「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」又は「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」が改定されている場合には、直近のものを記載すること。